

(参考様式)

## へき地等病院の医師配置標準特例措置に係る審査票

病 院 名	独立行政法人国立病院機構 釜石病院					
所 在 地	岩手県釜石市定内町四丁目 7-1					
開 設 者 名	独立行政法人国立病院機構理事長 楠岡 英雄					
管 理 者 名	独立行政法人国立病院機構釜石病院長 土肥 守					
開 設 許 可	昭和 28 年 7 月 1 日		第 号			
許可病床数	精 神	感 染 症	結 核	一 般	療 養	計 (床)
	床	床	床	180床	床	180床
医師の定員等	従来の定員 10.907 人		直近の標準数 10.763 人		変更後の定員 9.8163 人	
職 員 数	歯科医師 0.43 名、薬剤師 3.0 名、看護師・准看護師 97.83 名、看護補助者 24.99 名、その他の医療従事者 24 名、事務員等 10. 名、計 160.25 名					
診 療 科 名	内科、神経内科、小児科、リハビリテーション科、歯科					
医師充足率	最近 3 月間の充足率	前 月 (01 年 12 月)	2 月前 (01 年 11 月)	3 月前 (01 年 10 月)	平 均	
		79.270%	76.172%	77.141%	77.528%	
	最近 3 年間の立入検査時の充足率	01 年 12 月 実施	31 年 1 月 実施	29 年 12 月 実施	平 均	
		特例 85.5% (69.5%)	特例 89.3% (69.5%)	特例 81.4% (69.5%)	特例 85.4% (69.5%)	
最近 2 年間の開設変更許可(届)状況		許可(届)年月	変 更 内 容		医師定員増減 (変更前後)	
	① 病床数増減、病床種別変更など医師の定員増減に関するもの					
② 上記①以外のもの	平成 31 年 2 月	レントゲン機器更新による変更				
	令和元年 9 月	医療ガスアウトレットの増設				
病院が所在する市町村の状況	(該当するものすべてに○をつけること) 1 離島 ② 辺地 ③ 山村 4 過疎 ⑤ 人口当たりの医療施設に従事する医師数が全国平均を下回っている市町村 (10 万人当たりの医師数 197.3 人 < 全国平均 258.8 人)					

	病院数	一 般	療 養	精 神		計 (床)
当該市町村の 状況 (当該病 院を含む)	6	6 7 3	1 0 2	2 0 4		9 7 9
当該病院の状 況		1 8 0				
病院所在地 域の医療提 供施設の整 備状況	<p>○ 当該病院が地域において果たしている役割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重症の脳卒中後遺症、神経難病、重症の頭部外傷後遺症患者などの他の病院や施設で扱えない重症度の高い入院治療を行っており、地域の急性期病院や診療所の後方支援病院としての役割を担っている。</li> <li>小児てんかん、心身症、発達障害などの慢性疾患の専門治療を実施しており、隣接する県立釜石祥雲支援学校との相互協力で医療と教育の連携を行っている。</li> <li>県内沿岸地域唯一の重症心身障害児 (者) 病棟は、県立釜石祥雲支援学校との連携による療育にも多くの実績をあげるなど、障害者支援へ貢献している。</li> </ul> <p>○ 当該病院が所在する地域における医療提供施設の整備の状況等からみて、当該地域の医療を確保する上で必要かつ不可欠であると認められるものに該当するか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>脳血管障害の後方支援病院を実施している釜石保健医療圏域で唯一の医療機関であるほか、重症心身障害児 (者) を受け入れている県内沿岸地域における唯一の医療機関であり、地域の医療の確保に必要な医療機関と認められる。</li> </ul>					
医師確保の ための取組 状況	<p>(実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>岩手医科大学をはじめ県内の病院及び釜石市内の診療所の医師から多くの診療支援を受けているほか、国立病院機構内の病院 (仙台医療センター等) からも医師派遣を受けている。</li> <li>国立病院機構本部及び北海道東北グループへの医師の配置依頼や、新聞等への求人広告の掲載、民間業者の人材紹介サイトへ登録などを行っているが、医師確保には至っていない。</li> <li>当該病院長が学会や大学病院の講義、対外的な会合等に参加した際に、当該病院の医療の特色や病院のPR及び診療支援の依頼を行い、短期の診療支援で実績があった。</li> <li>岩手医科大学、東北大学病院、県立釜石病院、県立大船渡病院、国立病院機構仙台医療センター、国立病院機構弘前病院の臨床研修協力病院となっている。</li> <li>当該病院長が、岩手医科大学の客員教授として学生の講義を行っているほか、医学生の医療体験実習の受け入れを行っており、学生に対するPRを行っている。</li> <li>当該院長が直接医師にお願いする等し、医師派遣等診療支援を受けている。</li> <li>なお、現在の常勤医師は院長含めて4名となっているが、体調が思わしくなく入院治療や自宅療養が予測される医師がおり、1名が勤務しないだけで医師充足率が70%を下回ることが予想される。</li> </ul>					

	<p>(計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後についても、引き続き次の事項を計画的に実施していく。       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 岩手医科大学等に専門医の医師派遣要請を継続</li> <li>(2) 仙台医療センターからの診療支援の継続を依頼</li> <li>(3) 地域の開業医による診療支援の継続を依頼</li> <li>(4) 研修医の臨床研修協力施設として仙台医療センター等からの研修医受け入れを継続</li> <li>(5) 岩手医科大学からの医学生の医療体験実習の受入を継続</li> <li>(6) 医学学生に対して講義及び研修の継続</li> <li>(7) 岩手医科大学と共催して実施している災害医療関連の研修を継続</li> <li>(8) HP等を活用した医師応募等を継続実施</li> <li>(9) 職業紹介サイトによる成功報酬型の求人や新聞広告による医師募集活動の継続</li> </ol> </li> <li>・ 特に、岩手医科大学災害時地域医療支援教育センターが主催する災害医療研修に協力し、共同開催とすることで、当該病院を研修会場の1つに加えて貰い、医学生や研修医に、当院を実際に訪問してもらうことで、当院を知って貰う取組の強化をしたい。共催する研修会は、『日本災害医療ロジスティックス研修』、『日本災害医療実地研修』、『日本災害医療学生研修』と増やしていき、このような地道な活動を続けることで、将来の常勤医師あるいは非常勤医師の確保に繋げていきたい。</li> </ul> <p>[1年目]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医師不足が深厚な中、現状の各医療機関からの診療支援の維持及び追加支援が貰えるよう努める。</li> </ul> <p>[2年目]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内科、神経内科、小児科、リハビリテーション科などの診療支援医師の確保に努める。</li> </ul> <p>[3年目]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 副院長ポスト等での医師の確保に努める。</li> </ul>
<p>病院機能の見直し状況</p>	<p>(実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重症の脳卒中後遺症、神経難病、重症の頭部外傷後遺症患者など他の病院や施設で扱えない重症度の高い入院治療を行っており、地域の急性期病院や診療所の後方支援病院としての役割を担っている。</li> <li>・ 重症心身障害児(者)の診療については、県内三陸沿岸地域唯一の施設として障害者支援に努めている。</li> </ul> <p>(計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該病院は、脳血管障害の後方支援病院として地域との連携を構築しており、脳卒中後遺症や重症の頭部外傷後遺症患者のリハビリにも尚一層の努力をし、今後、更なる地域への貢献に努めていきたい。</li> <li>・ 重症心身障害児(者)の患者の受入については、三陸沿岸地域はもとより、広く岩手県内からの患者を受け入れており、今後も診療の柱として、岩手県の重症心身障害児(者)医療に貢献していきたい。</li> </ul>

今後1年間の医師充足率の見通し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 75%を目標に医師確保に努める。</li> </ul>
申請に対する保健所長の意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該病院は、脳血管障害の後方支援を実施し、重症心身障害児（者）を受け入れている当圏域唯一の医療機関であり、地域の医療体制の確保を図るうえで必要不可欠な医療機関と認められる。</li> <li>・ また、当該病院における医師確保に向けた取組状況について、医療法第25条第1項の規定による立入検査時及び当該病院から毎月提出される報告書により確認したところ、医師確保が極めて困難な状況にあることから、引き続きへき地等病院の医師配置標準特例措置の適用することが適当と認められる。</li> </ul>

注1 申請者が提出した資料を参考として、保健所において記入すること。

なお、必要に応じて聴き取り調査を実施すること。

- 2 「医師の定員等（従来の定員）」は、開設許可申請書（病床数変更等による定員変更歴がある病院は、直近の当該変更許可申請書）に記載された定員とすること。
- 3 「医師の定員等（直近の標準数）」は、「医師充足率調書（様式第39の3号）」の「医師配置標準数（a）」欄に記入した数とすること。
- 4 「医師の定員等（変更許可後の定員）」は、「医師充足率調書（様式第39の3号）」の「医師配置標準数（a）」欄に記入した数の90%相当の数とすること。